管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第九号

うに定める。 埼玉県下 ·水道局 事 務の委任及び 決裁に関す る 規 程 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規 程 次

令和三年十一月十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

道 事業管理規程第四号) 玉県下水道局事務の 埼玉 水 道局 事 務 \mathcal{O} 委任及び \mathcal{O} 委任及 部を次 決裁に関する規程 のように改正す び決裁に関する規程の (平成二十二年埼玉県流域 部を改正する規程 下 水

五条 項」 別 表第 の十八」を を「第二十五条の二十七第一項」に改め 地 域 機関 「第二十五条の三十」に改め、 の 長 \mathcal{O} 項委任 事務 の欄第三号か る。 同項第七号中 ら第 六号 ま 「第二十五条の で \mathcal{O} 規 定 中 十五第 第二

二十五条の二十三第五 二十五条の二十三第一項」に改め、 十 二十五条の二十三第二項」に改め、 五条 別 表第二第二十号局長専決事 の二十二第一 項」に改め、 項」に改める。 項の欄第一号中「第二十五条の 同 同 同項第三号中 項第二号中 項第四号中「第二十五条の十一第五項」 「第二十五条の十 「第二十五条の十 +第 一第一項」を「第 一第二項」 一項」 を を 「第

表第三第六 号 中 十号中 「第二十五条 「第二十五 \mathcal{O} 十六」 条の を 十 匹 「第二十五 を \neg 第二十五条 条の二十八」 の二十六」 に 改め る。 に改 同

附則

 \mathcal{O} 程 は 公 布 \mathcal{O} カゝ 6 施行 令和三年十 月 ___ 日 カュ 5 適 用